

省エネ補助金とは？

省エネ設備への更新に使える補助金を解説

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず省庁や自治体の公式 HP をご確認ください。

エネルギー価格の高騰や脱炭素社会の実現に向け、企業の省エネ対策がこれまで以上に求められています。特に中小企業にとっては、設備更新にかかるコストが大きな負担となる場合も少なくありません。

政府はこうした課題解決を支援するため、「省エネ補助金」を設けています。

そこでこの記事では、省エネ補助金について解説し、なかでも注目度の高い「設備単位型」についてさらに解説します。

省エネ補助金とは

省エネ補助金は「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業」「省エネルギー投資促進支援事業」の総称で、省エネ・非化石転換設備への更新を支援する制度です。

次に挙げる 4 つの類型をもって、企業の設備更新を後押しします。

- （Ⅰ）工場・事業場型
- （Ⅱ）電化・脱炭素燃転型
- （Ⅲ）設備単位型
- （Ⅳ）エネルギー需要最適化型

(I) 工場・事業場型

事業区分	(I) 工場・事業場型 ～生産ラインの更新等、工場・事業所全体で大幅な省エネを図る～		
	先進枠 変更①	一般枠	中小企業 投資促進枠 変更②
補助対象	先進設備・システム	オーダーメイド設備又は指定設備	
省エネ要件	①省エネ率等：30%以上 ②省エネ量等：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位 改善率：15%以上	①10%以上 ②700kl以上 ③7%以上	①7%以上 ②500kl以上 ③5%以上 ※指定するフォーマットにより 目標・計画の作成・公表が必要 (目標は一般枠の効果)
投資回収要件	・投資回収年数が5年以上であること		・投資回収年数が3年以上であること
補助率	大企業	1 / 2 ※投資回収年数が 7年未満の事業は1 / 4	—
	中小企業	1 / 2 ※投資回収年数が 7年未満の事業は1 / 3	1 / 2 ※投資回収年数が 5年未満の事業は1 / 3
補助金 限度額	大企業	上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業もしくは連携事業の 場合は30億円	—
	中小企業	上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円 (非化石転換の場合は30億円) ※連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円)	上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円 (非化石転換の場合は30億円) ※連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円)

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

出典： [資源エネルギー庁 令和6年度補正予算案における省エネ支援パッケージ](#)

掲載ページ： [資源エネルギー庁 省エネ支援策パッケージについて](#)

(I) 工場・事業場型（旧 AB 類型）では、工場・事業所全体で大幅な省エネを図る取り組みに対して補助します。

令和7年3月31日開始の公募では、工場・事業所全体での、大規模な省エネ投資をより促進するため、従前の先進設備・システム、オーダーメイド設備に、省エネ効果の高い特定の設備（指定設備）の組み合わせによる事業所等全体での取組を補助対象に追加しました。

また、中小企業における大規模な省エネ投資を促すため、先進枠・一般枠のほか、中小企業投資促進枠を創設しました。

補助率	<先進枠> ・中小企業者等：2/3 以内 ・大企業、その他：1/2 以内 <一般枠> ・中小企業者等：1/2 以内 ※投資回収年数が7年未満の場合は1/3 ・大企業、その他：1/3 以内 ※投資回収年数が7年未満の場合は1/4 <中小企業投資促進枠> ・中小企業者等：1/2 以内 ※投資回収年数が5年未満の場合は1/3
補助上限額	<先進枠> 【上限額】15 億円/年度（20 億円/年度） 【下限額】100 万円/年度 ※括弧内は非化石申請時 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30 億円/事業全体（40 億円/事業全体） ※連携事業の上限額は30 億円/事業全体（40 億円/事業全体） <一般枠> 【上限額】15 億円/年度（20 億円/年度） 【下限額】100 万円/年度 ※括弧内は非化石申請時 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20 億円/事業全体（30 億円/事業全体） ※連携事業の上限額は30 億円/事業全体（40 億円/事業全体） <中小企業投資促進枠> 【上限額】15 億円/年度（20 億円/年度） 【下限額】100 万円/年度 ※括弧内は非化石申請時 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20 億円/事業全体（30 億円/事業全体） ※連携事業の上限額は30 億円/事業全体（40 億円/事業全体）

【活用例】

従来、「平釜」を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の「立釜」に更新。釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業所全体の設備・設計を見直し、3年で37.1%の省エネ実現を予定。

参照：[資源エネルギー庁 令和6年度補正予算案における省エネ支援パッケージ](#)

掲載ページ：[資源エネルギー庁 省エネ支援策パッケージについて](#)

参照：[一般社団法人 環境共創イニシアチブ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金](#)

（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型

事業区分	（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型 ～電化・低炭素な燃料への転換を伴う設備等への更新を支援～
補助対象	化石燃料から電気への転換及びより低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等への更新
補助対象経費	変更 工事費・設備費 (電化の場合は付帯設備も対象) ※工事費は中小企業に限る ※ヒートポンプなど、一部機器について併用を認める (ただし併用する場合であっても、将来的には非化石転換に向けたリブレースを目指すことを求める)
補助率	1/2
補助金限度額	上限：3億円 (電化の場合は5億円)

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

出典：[資源エネルギー庁 令和6年度補正予算案における省エネ支援パッケージ](#)

掲載ページ：[資源エネルギー庁 省エネ支援策パッケージについて](#)

（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型では電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新に対する補助を行います。

令和7年3月31日開始の公募では、燃料転換のための設備更新について、既存設備と配管の取り回しや設置方法が異なることで工事費用が高額となることを踏まえて、負担増の影響を受けやすい中小企業について工事費用も補助対象とします。

また、ヒートポンプなどについては更新前設備との併用を認めます。

補助率	1/2 以内
補助上限額	【上限額】3 億円/事業全体（5 億円/事業全体） 【下限額】30 万円/事業全体 ※（）内は電化する事業の場合

【活用例】

石炭を蒸し焼きにして炭素部分だけを残した燃料「コークス」を使用する「キュポラ式」から、電気を使用する「誘導加熱式」に更新

参照：[資源エネルギー庁 令和 6 年度補正予算案における省エネ支援パッケージ](#)

掲載ページ：[資源エネルギー庁 省エネ支援策パッケージについて](#)

参照：[一般社団法人 環境共創イニシアチブ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金](#)

（Ⅲ）設備単位型

事業区分	（Ⅲ）設備単位型 ～指定設備への更新～
補助対象	省エネ効果の高い特定の設備 （指定設備）への更新
省エネ要件	変更① ①～③のいずれかの要件を満たすこと ①省エネ率：10%以上 ②省エネ量：1kl以上 ③経費当たり省エネ量：1kl/千万円
補助対象 経費	設備費
補助率	1 / 3
補助金 限度額	上限：1 億円
その他の 要件	変更② ・省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者 （特定事業者等以外の事業者）については、 エネルギーの合理化に関する中長期計画を策 定すること（指定するフォーマットで作成）

出典：資源エネルギー庁 [令和 6 年度補正予算案における省エネ支援パッケージ](#)

掲載ページ：資源エネルギー庁 [省エネ支援策パッケージについて](#)

（Ⅲ）設備単位型（旧 C 類型）では、SII が公開しているリストから機器を選択して更新した場合に補助を行います。

令和 7 年 3 月 31 日開始の公募では、省エネ要件を追加しています。

補助率	1/3 以内
補助上限額	【上限額】1 億円/事業全体 【下限額】30 万円/事業全体

【活用例】

業務用給湯器・産業用モータなどの更新、高効率空調への更新など。

参照：[資源エネルギー庁 令和 6 年度補正予算案における省エネ支援パッケージ](#)

掲載ページ：[資源エネルギー庁 省エネ支援策パッケージについて](#)

参照：[一般社団法人 環境共創イニシアチブ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金](#)

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型

事業区分	(Ⅳ) エネルギー需要最適化型 ～EMSの導入促進～	
補助対象	効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステム（指定EMS）を用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業	
省エネ要件	変更① - 指定EMSを導入する範囲内において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施。 - EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表（2%改善を目安） - EMSは、導入事業者自らが制御・運用改善に取り組める機能を具備していること。具備していない場合には、運用改善の提案を出来る事業者との契約（補助対象外）を結ぶこと ※従来の省エネ効果2%の事前確認要件及び投資回収年数要件は設けない	
補助対象経費	設計費・工事費・設備費	
補助率	大企業	1 / 3
	中小企業	1 / 2
補助金限度額	変更② 上限：1億円 下限：30万円（100万円から引き下げ）	

出典： [資源エネルギー庁 令和6年度補正予算案における省エネ支援パッケージ](#)

掲載ページ： [資源エネルギー庁 省エネ支援策パッケージについて](#)

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型では、EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入に対する補助を行います。

令和7年3月31日開始の公募では、デジタル技術を活用したエネルギー消費の見える化、最適化に取り組み、GX・DXを加速する事業者を支援する観点から、従来の要件を見直しました。

補助率	・中小企業者等：1/2 以内 ・大企業、その他：1/3 以内
補助上限額	【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体

【活用例】

見える化システムによるロス検出や AI による省エネ最適運転など

参照：[資源エネルギー庁 令和 6 年度補正予算案における省エネ支援パッケージ](#)

掲載ページ：[資源エネルギー庁 省エネ支援策パッケージについて](#)

参照：[一般社団法人 環境共創イニシアチブ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金](#)

公募スケジュール

省エネ補助金の公募スケジュールは、以下のとおりです。

1 次公募期間	令和 7 年 3 月 31 日（月）～4 月 28 日（月）
2 次公募期間	令和 7 年 6 月上旬～7 月上旬（予定）
3 次公募期間	令和 7 年 8 月中旬～9 月下旬（予定）

参照：[環境共創イニシアチブ 省エネ設備への更新支援（省エネ補助金）2025 年版](#)

（Ⅲ）設備単位型について

ここでは省エネ補助金の 4 つのタイプのうち、比較的申請のしやすい（Ⅲ）設備単位型についてさらに詳しく解説します。

補助対象者

補助対象者は、省エネ効果の高い特定の設備（指定設備）への更新を行う事業者です。

補助対象設備

補助対象設備は、SII（環境共創イニシアチブ）があらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、登録及び公表した設備です。

補助対象設備については、以下のページでご確認いただけます。

・[環境共創イニシアチブ 省エネ設備への更新支援（省エネ補助金）2025 年版（省エネルギー投資促進支援事業費補助金）](#)

補助率・補助金限度額・補助対象経費

補助率は既述のとおり 1/3 以内、補助上限額は事業全体で 1 億円です。

なお、対象経費は SII が作成するリストから選択した設備費です。

前年度からの変更点

前年度からの主な変更点は、以下の 3 項目です。

1. 予算拡充

本補助金の計上予算について、令和 5 年度補正予算から拡充しました。

具体的には、令和 5 年度補正予算では 250 億円（国庫債務負担行為要求額 300 億円）を計上していましたが、令和 6 年度補正予算では 300 億円（国庫債務負担行為含め総額 350 億円）に拡充しています。

参照：[経済産業省 令和 5 年度補正予算の事業概要（PR 資料）（スライド 6 枚目）](#)

掲載ページ：[経済産業省 令和 5 年度補正予算の概要](#)

参照：[経済産業省 令和 6 年度補正予算の事業概要（PR 資料）（スライド 52 枚目）](#)

掲載ページ：[経済産業省 令和 6 年度補正予算の概要](#)

2. 省エネ要件を追加

高効率省エネ設備への投資を促進する観点から、省エネ要件を追加しました。具体的には、以下 1～3 の要件を追加しています。

1. 省エネ率：10%以上
2. 省エネ量：1kl 以上
3. 経費当たり省エネ量：1kl/千万円

3. その他の要件を追加

省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者（特定事業者等以外の事業者）については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること（指定するフォーマットで作成）を要件に追加しました。

組み合わせ申請について

「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」において、（Ⅳ）エネルギー需要最適化型は、（Ⅲ）設備単位型と組み合わせた場合のみ補助対象となります。

（Ⅳ）エネルギー需要最適化型を単独で申請する場合は、「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」にて申請を受け付けています。

参照：[環境共創イニシアチブ 省エネ設備への更新支援（省エネ補助金）2025年版（省エネルギー投資促進支援事業費補助金）](#)

過去採択率

（Ⅲ）設備単位型の過去採択率は、以下の表のとおりです。

		申請件数	採択件数	採択率	採択金額合計
1次公募	（Ⅲ）設備単位型	1,999 件	1,195 件	59.8%	146.7 億円
	（Ⅲ）設備単位型 + （Ⅳ）エネルギー需要最適化型	4 件	4 件	100.0%	2.5 億円
2次公募	（Ⅲ）設備単位型	2,345 件	1,316 件	56.1%	122.7 億円
	（Ⅲ）設備単位型 + （Ⅳ）エネルギー需要最適化型	5 件	5 件	100.0%	0.6 億円

参照：[SII（環境共創イニシアチブ） 省エネ補助金 1次公募結果](#)

参照：[SII（環境共創イニシアチブ） 省エネ補助金 2次公募結果](#)

掲載ページ：[SII（環境共創イニシアチブ） 令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業 交付決定 新規採択事業について](#)

まとめ

省エネ補助金は、中小企業がエネルギーコストを抑えつつ、環境配慮型の経営へシフトするための強力なサポートとなります。特に（Ⅲ）設備単位型は比較的申請しやすく、単独の設備更新にも対応している点が魅力です。

補助金の内容や条件は毎年度見直されるため、最新情報を把握して計画的に申請することが重要です。今後、省エネ設備への更新をご検討の際はぜひ本補助金の活用もご検討ください。

令和 7 年 3 月 31 日 作成：株式会社 Stayway